

(結果公表様式)

東御市空家等対策計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市空家等対策計画（素案）
意見の募集期間	平成 29 年 11 月 16 日（木）～ 平成 29 年 12 月 15 日（金）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1 人 (2) 提出意見数 6 件
実施機関	東御市都市整備部建設課住宅係 電話：0268-64-5882 ファックス：0268-64-5881 電子メール：kensetsu@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	1
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。		
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	(1)	5
	計	1	6

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（1人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<p>市政への提言「私のひとこと」の結果、東御市民がパブリックコメントに参加しやすくなるよう閲覧用だけでなく配布用が設置されたところである。</p> <p>市報への告知において閲覧期間及び閲覧場所に配布と追加記載がされていない。閲覧場所に配布用の追加記名がない。配布用の上に閲覧用を配置することで配布用を隠す結果となっている。すなわちパブリックコメント任務実施機関において、配布の実行の意義が理解されていないことがよく分かる。しかし配布の実施は東御市の先進性であることを誇示してよいのである。パブリックコメント任務分掌機関は配布の意義をパブリックコメント実施機関と共有することを希望する。</p>	<p>広聴を分掌する企画財政課において、庁内において統一した手続きが図られるよう取扱い方法等改善に努めていきます。</p>	E
2	<p>「平成 27 年度東御市空家等実態調査による空家等の現状」及び「住宅（空き家）の利活用に関するアンケート調査結果」及び「建物等（空き家）の利活用に関するアンケート調査結果」において、サンプルの内訳及び調査のポイントが明示されていないことは誠に残念である。本調査における母数において空家対策計画が導かれるのだろうか。1,960 戸という空家戸数は総務省「住宅・土地統計調査による空家の現状」で抽出調査であり、推計値であるのだという。</p> <p>回答者に「空家」及び「特定空家である可能性」住宅の定義をして確</p>	<p>国の住宅・土地統計調査に基づく空き家の推計値は 1,960 件ですが、市では平成 27 年度に一定の基準を設けて独自に空き家を調査し、空き家である可能性のある建物 446 件を把握したものであり、1960 件からの抽出サンプルではありません。</p> <p>利活用に関するアンケート調査は、この 446 件を対象として実施したものであり、現状把握し得る空き家に対するアンケート調査としては適正であったと考えております。</p> <p>なお、446 件の中には所有者不明の建物もあり、結果としてアンケート調査件数については 446 件よりも少ない件数となっています。</p>	B

	<p>認が委ねられるのであろうか。 空家等実態調査、住宅及び建物等の利活用調査の公開が求められる。</p>	<p>また、本アンケート調査においては、空き家であるかどうかの確認は所有者に対して行っておりますが、特定空家等と判定するのは各空き家の状態等を調査し、市が認定することとなるため、所有者に確認は行っておりません。</p> <p>なお、平成 27 年度東御市空家等実態調査の結果につきましては、計画（素案）の 4 ページから 5 ページに記載のとおりです。</p> <p>住宅及び建物等の利活用調査の結果については、参考資料として各調査の結果について掲載を行います。</p>	
3	<p>空家等対策計画の策定過程が示されていない。空家等の判定基準の策定過程、判断基準の下となる指標の客観性、各指標の判定レベル、判定基準の適切な運用の信頼性は、空家等対策協議会によって担保されるのであろうか。空家等対策協議会の構成員に住民を代表するものが加えられているのみでは不十分といえる。この点、住民意思を反映する手続きがないといえる。信頼性の確保のためにも計画策定の過程の公表及び住民意思反映の手続きは必須である。</p>	<p>空家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づいて、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために組織しております。協議会の委員につきましては、計画（素案）15 ページに記載のとおり、住民代表のほか、各専門的知識を有する方にお入りいただき、専門的な立場から協議いただいております。</p> <p>また、住民意思の反映方法としてパブリックコメントを実施しております。</p> <p>貴重なご意見とし、今後の参考とさせていただきます。</p>	E
4	<p>空家等対策の任務分掌はどこなのか。庁内検討委員会なのか。建設課なのか。各行政課題各々に「全庁的な取組体制の構築」を行うのであろうか。</p>	<p>空き家等対策については、空家等発生抑制や利活用、管理不全な空家等の改善など、様々な課題があることから、関係する部署が相互に連携しながら、それぞれの課題に対応していきます。</p>	E

5	<p>「東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート」の「快適な生活をするうえで、お住まいの地域で解決が急がれる問題について」において「空地・空き家の解消」は、田中地域第3位、滋野地域第4位、祢津地域第2位、和地域第2位、北御牧地域第3位と、回答者からは優先度の高い課題とされていたが、「まちづくりの計画的な事業推進」の各方針から脱落してしまっている。</p>	<p>ご意見としてお伺いし、担当部署へ伝達します。</p>	E
6	<p>空家等対策はまちづくりなのであり、総合戦略や都市計画マスタープランにおける位置づけや市民参加による「空家等対策のあり方検討委員会」等、住民意思を反映する手続きのシステム化が求められる。</p>	<p>貴重なご意見として関係部署と情報共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	E